春城日誌 明治二十八年
明治二十九年

特別
イ4
1919
524

38- 9312

176789

拓殖日誌

明治廿八年十二月二十四日

議会の開期切迫に付議員集会所に於て拓殖会を開く、問題の上奏案を殖会の議題に提出するや否やの件に御殖産の事業に関する件、議員の意見交流の大勢を叙すべく、集会所に議題説に関し大手倶楽部七名を選び殖産の事業に関して前期の事業の海海を進め新臺湾に関して如何なる方策を講ずべきや

し沿海植民に関する方策を講ずべし方々相

對峙して降参する而して沿海参入の意見行ハ

なんぞ脱党の党員たるを得ん、國民協会の推意
やしめ、法政の使命を終るあるべきハ不の
まこと極めて遺憾なり、終に臨み、諸君の
終るを終とハ果してもめるべき場を指さるべ
らず、言ゆる文学部の存廃、法政学部を廃る
とこの如き、御学院の上、考案提出
ちゝまゝ、ちと冷評せしものもあるしとこゝろ
余一個の考へにハ御学部の賀説に提出すべ
民党の意義を示す為に決心を示すも
而もきことゝ、提出し、廃案ならん事を
を望うめきり去る喜のあるべきこゝろ

賜ものを賀説に出さるゝとこの理由
してこんなるべし、さんぬ二三年前の大問題
例の旅行のめきり協議あるべきを決しなる
之んを提出せんに業務繁忙
ゆゑしもるの狂も
とて今日に至るまを論ず
度明治法のあるべきハ
ることを観て先づ用意
ることゝ、ゝ
取捨するの有り
さることゝ

○二十七日

[illegible]

[illegible]

[illegible]

後藤伯平ハ多民政助の為ニ之を條件として
償金十分の一を帝室に寄附せんと動議を事務官
に提出しめんと目らなすしつゝあるも此議
ハ條件を附するの一議ハ除き四民協議合同一
致をんて始めを為すべしと思ひ一同不賛成の決す
右ニ付集議員一同不賛成の決す
事件委員撰挙の件敗ハ多人と各部屋ニ四
民協議合の郷党ニ諮問わるゝの形勢
なるを以て葉議大会を招集の上同盟交渉
することゝ決す
政務調査の部屋を立ち合ハ自ら撰ひて外務

部ニ入る

○二十六日

議会休会

高知士族の代議士志賀、重昂
の為ニ府庁を代表を開く立ての意
く出席す、右上奏案提出の方法ニ付
動議を起し採決せんとせしハ合同論を唱
提出唱するの為ニ各国ニ破綻する
上奏案を賛成と云ハ石可也
合ハ絶対合同の議を以て妥協の形成よを
元年の委員ニ附托すべしと議を論じ大体ハ

我今日の議の趣意を以て中等会議に付し更に決し一同相
会の後如何とし諸員に決し一同相
協して意見を陳ずる事
今日の件は抵抗の大
なるあり代議士の中に於て渋沢栄一氏代議士の意見を代
し議員の意見を求むるとし議員の意見を代
なす結局左のごとく決する
明治廿一年上巻あまを提出すべき事
之を別に
別の時期を
散会
江東中村橋
府立法律学

校の秋季卒業式を
八校臨席を勧む
学校教育を勧む順序也
田代四十郎
決議をなす
一運動会入後来生徒の任意とし学校之
れを奨励
を解く事
一日本法律学校立法律学校の内
会の
を
立法律学校

感ずる所也　かるに牛疫流行を聞て
申也牛疫を防ぐ事
一春秋二季の分ケを六月一回と改る事
一次第に貧困の者多し
貧民会の務を尽して救ず、金六分報義人
飯塚元右衛門　同　飯塚伊兵衛
村々飢人十二月以来
○二十七日
宗家を根岸に訪ひ前日の事を以て意見を
申也て置きたる筆記金一件取出す
伊藤治郎の中なる日本地名字典補助の件

永寿也　此二事小宗家の為に義務
激発とし絶交とすべき事も実家なれ
ども今為に成し件小記中他日宗家の利益
を図るべき義務と信じ万方変し来中
出ひとる伊藤氏宗家ふるまひ深く恥辱をも
先ず角向の一年まの間方の目的を
達する為金五十円也まし為に
牛乳のみ酒肉の上宗旨もぐしと約て
筆舌を来月十五日迄に約束
お自信用す
多摩小淀の法要　流人伊勢方動の事

し小隆に賞傳あるべき筈なれども一切お譲上
る運動をあさんことを拒絶し満場一致の賛
成を経て各員の一人宛に賞状を授与する決し
散会す

○二十八日

青山守衛兵を立ひし由傳聞せる日行幸
小
外国交際に関する御事務を御委任
を仰せられ
開院式に付例刻御臨院と出発十一時
天皇陛下例の如く行幸あり優渥なる勅
諭を賜ふ
終て開議時の日曜を休業とする全院議員
長官任免の奏請をなすべき決す
議員八名歳費を受領す
出校事を示す
宮内卿宮人あと高らんまはあしの少人
らゆく
内務卿より来月作る五十五
作る
外年賞あるべき天皇陛下より酒饌を賜る
旨の通知書あり

[illegible]義人[illegible]の件[illegible]来る
[illegible]の[illegible]ことに[illegible]雪[illegible]
別[illegible]

○二十九日

校友菊池運徳の書を接す海徳[illegible]
事件の始末を[illegible]の[illegible]
[illegible]や[illegible]岡を渉すや
田[illegible]を[illegible]す
[illegible]
[illegible]
来[illegible]也

前[illegible]十四を集[illegible]
[illegible]
[illegible]宣刻[illegible]
を行[illegible]我[illegible]
未[illegible]十[illegible]
[illegible]
[illegible]

通知来りしも他日移居して行く能はず

○三十日

義母未法金十五円送す

書生を雇して年賀状を調製す

夕方必を携へて浅草へ遊ぶ

晩

晩食後宗治氏より改良茶碗を贈られ来る

○三十一日

新年迎年の準備の為

書生と年賀状を調製せしもこれの為

めに

[illegible]

これハ去賀の礼のためにうつしたるも

太郎氏義兄[illegible]

[illegible]家[illegible]を高らし行て話いしも

[illegible]

[illegible]

[illegible]

義母と来る[illegible]の[illegible]を通ケ[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

約を結ぶ事

西宮を發して兵庫海辺を過ぎ摂州伊丹郡来り かくすう
者うつ山一事紀州深江あり及んでおあらを
於大阪あり又微雪あり

○一月二日

松平の兵来時のまま
事を語りて宮殿を拝賀し新年を祝
す
物産博覧会を設けて紀州産を出し有一番
婦を物
る
花屋敷あり清水也 松平右衛門一通を

贈る 紀州の産物也
山一事を宮殿に献ぜ 又 ふるし来る

○一月三日

西時に天皇清涼殿 新年賀式を行
数十面を出 出 又堂上 武士 諸侯
参賀 諸侯 諸侯 諸侯 諸侯
宮殿 諸侯 諸侯 諸侯 諸侯
同 諸侯 諸侯 諸侯 諸侯
御中 諸侯 諸侯 諸侯 諸侯
諸侯 諸侯 諸侯 諸侯 諸侯

○一月四日

快晴　今年も賀状を多く到る
昨夜来風雨ありて新年氣分を高くす
十時清光和尚遠行者来訪す
山一を招待する為に大阪の中久
より実行せんとして訪ふて山一方より即ち
招くて金子を渡して酒肴を伝ふす
賀来る人、賀来堀に芳子夫人
来る山一六時と到る山一六と共に和漢
あり到る夫人来る、小食人の所に大坂に帰る
者也

○一月十日

今年又清明
家年来訪小芳来訪の人を送り来る
食酒を飲す
小酒を飲ず銭を送り訪法士なる人ひら
して帰る
永之人河内より来訪
石津又来る加之彼の人毒の病状明らかに
年を到る四後の見
まる也
夏間石津と話す明日大坂に帰る旅
也

○一月六日

[illegible]長其[illegible]を招き面謁屏風の表裏を
拂す

昨夜来風邪発し[illegible]
[illegible]
[illegible]
四[illegible]
[illegible]
[illegible]

也を船とす而して海陸の来往も亦事情
薩生等の向ひ給ふ者を除くの外
命令ありても除名をみて人手数なれば本人より直
ちに免状を手渡すべしと仰せ渡さる
さくまち薩生大情に感服する処也
けれども近日出帆の上は海陸
海軍士官の搭乗を願ひ出たくとの
政事を立つる決意
事理明白なるに付又上長
搭乗の船をもつて決心なり
大手伝生右十四人後名の五人の折合はす

と云ふを理由とし帰り申候とのことなり
去勢名の如而して文海名の所ありし
ぬの上長名ハ九月廿日頃
堂の第士船ハ八月廿日用使の事を以て出発
動揺とも也すの第を指ひたるを示右の通
すきやの沈没とも云ふ
と云ふを決し出発を指揮
を促す
右伝聞の大方針
異船の方にて今を合きこと
○一月七日

風邪稍〻癒ゆ
学務の支用を問ふて事を弼ず協議の事を指揮す
事を養ふ
此夜議員の改府あるを談ずす
河内庶来訪
内務を訪ふ孤り先づ本省に赴き
各局事務を刺り時務の関係を中所
す
家事を共に略べる為め英気を抜拔し
抜拔す情義の中に伴ふ英の関係を
深き為めなり

○一月八日
稍〻指揮を改ふ
姪子来訪士官なる為め寄宿の事
を約す
内務を訪ふ
例刻御陵に到る八時頃陵所の清掃上奏
あるも或は時を動揺せんと務敬も
甲斐なく御事に日程面て事故を得る
能はず
特に為の陵所の情況御陵所の拝礼
を為し来る所事務を報告し各

拝賀の次を生じ一の決する政事ハ之ろ〳〵事務
をとゝのへる
ゆゑハ金ニ大切のもの
○一月九日
京都を始め民意会同帰〳〵等ハ諸を尋き欣喜
の情くゝ伺ニ御事中件ニ附第九条之
條件行年書之内ニ法令改制之の
愉快なる男也
書〳〵学校の事務高を〆く出校十一日祝賀会
の準備を為す
田中氏、博内を始め諸院を列る

上奏あ上奏て諸侯〳〵上る
沢井高氏自家の砲を携へんとす「砲手」を始
政府会の終るまで延ばす」等の騒動を
起もし一人の侍来る清藩
屋敷（砲手）沢氏（砲手）士ヒ（砲手）
佐木元吉（砲手）金子尾（砲手）沢井氏（同民抗
[illegible]）[illegible]（砲）[illegible]（砲）
[illegible]
佐木氏の清藩中傍行者ニ陣を為
けとも人の為ニ[illegible]ハ[illegible]
を合す清祝する人の[illegible]

多つ之を自由にしたりしかば昨夜
之を民事とする先例に拘はらず
し斬にしての法人斯の如くしと火葬を手の甲に刺
し自殺したし意味也
然るに多数の死者を以て浦伯の拘束
を免れしに来る五名歌を以て去る者
黙呼の拘束

楚々　百〇三
否　る七〇

拘束せんとする数へ来る者なり
なり毛死の事実の病を助めて出発したり

なり拘束也
終に拘束を解き故郷の無知者を説き改め
者を金を与へ帰郷せしめ
おかるに宇都井出来の如き者の法度あり
拘束を利用せし
多数十四人の二十名陸軍あり
物毛は拘束中毛死の訴を拘束云号死
去の為也

〇一月十日
拘束徴兵あり
陸軍を得た事を拘束

出校事をこのやうにすれば誠意の為にこゝに是非何人とえんべ院部の官位あることを侍に者を求めまゝこの為
ゝゝゝよいや
登院男一名各人袂を聯ねて出席せり
伊藤議長起て登壇し法の顛末を一切印刷し
渡り終りて活氣を生ずるに至り議場人
も亦たゝ不ことのなきも道理也実誠あるべき
ものゝ印刷を渡りたるかや
既にも出席一矢を放ち伊藤
書面を認めて出けるを情に返答

橋をこえ行くに道の越けそう
海を見るに船の海辺おこと云ふ船のよう
衆船陸場者ハ去ることあるの海辺
多紙に書ること所とハ自分あるを政府にも不相
しあまりもくきうつきこれまた延行をの猶設
を出し硬流拾万之のを年ハ拾点監第をこと一
名の多数にも軟流砂の海も拾名の多の所
す
天幕族等銭の所の天府の海辺あるえ
拾きを多けなど行く船のす
海里数微者市場文六尺未仕拾の雲

拾ふ陸すすきを改教社の拾拾
〇一月十一日
あこう寺の天候俄に変して氣の寒氣まあり
可しす
九時ころ海の集りを所を集をまくあるを文
けなんど恢ふもの拾の拾年まあるを少刺橋
完をしめの行のす
出校所年寄をまくあくを溝の学も考なる
このこの人名金八学のを集あて一橋の海辺を
す拾ふ庭国を寄あるを学をまくあ
久しく庭国を拾る船ふす文章学殖ふす

之刻[illegible]議[illegible]部校[illegible]十[illegible]
[illegible]府事[illegible]牧[illegible]事の
[illegible]自[illegible]
[illegible]民[illegible]と交[illegible]
[illegible]
[illegible]

○一月十二日　日曜

[illegible]を[illegible]す
[illegible]
[illegible]三十[illegible]

[illegible]
中学[illegible]件と議決し
十[illegible]
内務[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

○一月十三日

八[illegible]議[illegible]集[illegible]
[illegible]の件[illegible]

重の法律を矢張り迫来務めるべき事柄と
見て
合同論の如きは一部の者あるいは
先輩に近き者流を刺激し
し一時の者流の交際を偽善的にあきし
新聞の間に吹聴する程の荒唐千万
筆法は迂遠なる事を信ずる者を
とかくとかく筆法を大作に変化せしめ
故の為めに信仰の提供物の波及は
之講ずる必要あると申さるべき
すまじくと思ものの為めに
合同すること思ふ

合同の件に吹聴の波及内務省
きに至る所の波及流を経過
他に及ぶ合同の機運しかるに素欲
の情状人を信ずるこの為
ゑ敬義の情を投ぜしむ
定刻散会
午後の部は通の
行ふ
坪内氏来る、書を小説
○一月十四日
午前出校事を

[illegible]を開ける織田[illegible]志[illegible]藩[illegible]
[illegible]刻[illegible]院
[illegible]初め[illegible]大臣を[illegible]
[illegible]立候[illegible]一[illegible]
[illegible]
[illegible]

歩刻の為メ家屋敷へ行こうと
まる三十四つ三時過ぎまして
琉球屋へ寄ると書を渡し、拝領の
○一月十七日
出校事とこゝろ
学院　御用の多くの日に成るの間中
なれ御なべき御あるべし御用ならざる
御学校へ行こうと
口論紙を訪ふ
夕刻より雷あり記渓氏の死停止会を
一つ〳〵余の口論紙をとりたゝ序す

丸山楽平と投ぐて帰宅ゆ新ひ寺院へ又辻
る

○一月十八日
本学校へ行を始め過ぎ時教再講を終て
会所へ行ものの得あり方面
講演行ず
今日大氣清明月の果をなり東火と投
へて成を無を遊ぶ
帰宅後横浜同志会へ横浜上海の会
投の会面切しまる

○一月十九日

本文を終る事を終る
山田方を訪ひ事を終る
同夫人今宵事を終る
博覧場を辞き四方の所々場を見る
夫より博覧場を辞き武徳殿を見る
くるまにて出発し小金ヶ谷高岡を通り
松井上原田中高田
十時過帰宅し夕食完了し
訪問客なし又一の人車を見て金ヶ谷
博覧場さくさん不解る家にて
中書を拵して歩して帰宅する

○一月廿二日
本文を番報し件を終る
同夫人より番報し件を終る
多お十時過信書を受取を
終る
出校中学件を
前日を訪ふ
新宿市出張未来
就て件を
又帰り就て件を
玉井来訪
佐藤高橋等
十三名の
を接

○一月廿日

出校事を示す

高田と新潟を往復して正体を云ふ事の

後ろ盾たのめし

種田高田と云ふ見えて人夫義指せよ

と云へハとて行いまゝさあらきんべ高ろとも

武許のを出さるこの一ツ所てハ第四年四に

新田三ん丁ん丁四ツを中まゝ〻又大潟

後ろもせを注ぐことを知るべしとて大潟を後

ゐてしるべ大潟ろも田中を流ろめ

此二ツ高田ハ後ろ中を来ることなんべ寸新こ

ろ高田を示ス後を注ぎ流ろ行なんと

ハこひ新しこと

新田より参ゆ高あおせ実ス新田の時云ふ

せとる拡張ろ深く掘たさる一ツ新

高田と後藤之長を水戸正後ろ沼ハ中を体を

伝拡ス

文右ヱ門の返事ろ掘ス

江戸家ハ事を拡ス

掘ス長屋家ハ利り内藤ハ後ろ田

返ます

高山ハ人事ハ支田高浜時て来る地名字

典侍殿の件を取扱し脱稿の上、高山侯
殿へ御渡書へ御渡書へ
〆殿へ御渡し高山
へ〆殿へ伺ひ出し高山
方論へ
玉井氏の書へ渡す

○一月廿二日

拾子中学の件へ
拾子中学の件へ
拾子中学の件へ

夕方七時過ぎ夕刻より浦賀奉行所の
書状参る

○一月廿四日

本多豊後守様より拝借遣候筈今日十四日出
羽国より差し出候を拝見致す

御奉行様より開港之儀内々
御院

[illegible]

[illegible]
托す

御院不審[illegible]
代御[illegible]

衛事[illegible]
法す

[illegible]
以堂[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]

○一月廿五日

[illegible]
[illegible]
[illegible]

定刻登院

伺書を富山藩と約束條件の文書を持て来る

○一月廿六日

坂を訪ひ御礼を述べ右書を訪ひし今後の事務

得能氏に拔擢の諸新聞

山一を訪ひて河井重義の[illegible]を伺ふ

夕刻より祝祭の招ありて梅花亮子郎ひ

○一月廿七日

富山藩士

右藩の一名を訪ひて事を糺す

御免願書を可之字海を一通きたの件を御決す

葉新書一と打合のみあり集会所は一歩を張り

陸軍操法八軍事の面より回答することを

海軍操法八第二期のものを今日一時より御決

すること一行政長官一刻減の御を提出する

事

定刻登院

[illegible]

例三十事務所に七時まで[illegible]

夕刻より[illegible]

を[illegible]堅実の法律を決す

市又ハ山口県知事ヨリ
○一月廿八日
山口県知事ヨリ軍艦通航ニ付願ヲ
提出スルノ件ヲ閣議ス
長崎港ヲ開ク勅令第四十号朝鮮海峡ニ関
スル勅令（重ネテ海港ヲ定メタル件）番号
ヲ出シ後ヲ撰定スル二種行幸ヲ今
理事ヨリ報告ス
勅令第一号ノ発布ヲ閣議ス
第二列国ノ公使ヲ宮中ニ招請大
件ヲ毛利公爵ヨリ伊藤侯爵（迅記）等ヲ

全事務ヲ言宗教ヲ渡ス宣言書記
ノ件、同志会ヨリ中央教会伊藤侯解
散ノ件、遂ニ政府ヨリ解散ヲ命シ統一ス事
情アルモノアル同志教会伊藤侯ヲ任命ス
ノ件ヲ評決ス
勅令第五号出版法ヲ改正シ河井弥八ト蒲
陽ノ件（廣軌鉄道件）ヲ
渝シ洋文家ヲ招ク
田原ノ事ヲ報ス
○一月廿九日
田中光顕ヨリ法制局ヲ

[illegible]人[illegible]、[illegible]書同[illegible]を設[illegible]
[illegible]面を設の名[illegible]為らず、
支[illegible]事を[illegible]す
[illegible]
[illegible]山を[illegible]過ぎす
山一を[illegible]事を[illegible]す
[illegible]の[illegible]の[illegible]を[illegible]す
[illegible]を求[illegible]交[illegible]の[illegible]
[illegible]あ[illegible]行く[illegible]しの[illegible]
○一月廿日
[illegible]大人の[illegible]を[illegible]

方[illegible]一流一[illegible]を[illegible]
山一を[illegible]を高[illegible]す
[illegible]同志[illegible]
[illegible]を[illegible]し[illegible]を交[illegible]し[illegible]
を[illegible]す左のごし
一 政府ハ同志[illegible]の決[illegible]を[illegible]
ハ[illegible]の方針をな[illegible]
一 中央停[illegible]日本[illegible]道を[illegible]係を[illegible]
[illegible]政府の一[illegible]
但し[illegible]
一 繰上[illegible]八十二ヶ年[illegible]設成[illegible]

八一如海先生宅へ
事
参し一俵三分金四とをす
参り候はつまをのもと外出を得とし小林耕
作をもつき其者と共の機械をもつ
参候後弁あまの浦度をもつて深夫及
ぶ

○一月三十一日
去四日海外へ重ね和国信
書用を認き学校の事を話す
方面と同じく学校の風を拡す
家内もも大人を屠殺深へしむ

方家の家を訪ふ事を謝す
山一書をもつて四国政府中国官軍総督
海外へ公使政府式の後係あおを掛用
すること
参の行ふ動ふを学ぶ物あるべ
学ぶ事ふ拡張空虎十万金七二三の
間を年給高満徒陸海を
集くさるの法ふ
参官家の家ふ徴物を列すふ
付海へ送りたるみ出席を弾ふ
掛に初めまを毛ぬきを

要用とて御城御帰く之節、先番を当番
ゟ為無之、金子使用御定額引渡候
ゟ聞く
勘定奉行吉宗様ゟ御書付以書面の御尋
ケ条を承る
御山手帳学問所の計書を細伝し先の
旨等を申ス
此度奉行勘定の伝書を御尋
御子山一ヶ所問ス

○二月一日
陸奥を経て出羽ス来る山を清水庵執筆
道の伴を伝ス
集会所ゟ出る御子寺有庵く四ヶ所
ゟ寺社奉行ゟ
同志会ゟ出る所ゟ後藤の代ゟ庵執
筆ゟ道を来るの一ヶ所を諦い金ゟ御ゟく
主税様く酒宴ゟ提灯ゟ人ゟを張ん
ス
雲院 河井文蔵諸ん し事ゟ庵執筆ゟ酒
問ゟ伴を伝ゟ引後き後伴ゟ酒

同坂本寺三千人の同志誠らく上京する春を
怪し
[illegible]引続き[illegible]伊藤出席同[illegible]
る[illegible]伊藤[illegible]出席せざる人四藩[illegible]
切[illegible]法御を[illegible]の動[illegible]点呼
の事[illegible]堂の数[illegible]
詰[illegible]
同[illegible]修西後を提[illegible]
[illegible]
伯[illegible]山内[illegible]井又四郎[illegible]
同件[illegible]

[illegible]人[illegible]の大人[illegible]山[illegible]
ひる[illegible]
[illegible]
走[illegible]地[illegible]字[illegible]
と[illegible]
[illegible]
[illegible]

○二月二日

[illegible]
の[illegible]
人[illegible]行く[illegible]内[illegible]
[illegible]

しるべき長徒〳〵今泉与兵以上五人及び三宅
の兼氏とします、金四郎殿と此方を結合〳〵遂に此
方新井を大名と云きんと云ふ言葉あり
又一重一流を作〳〵の契を廻行んみの情を共者
と振舞し又然る操を見き大よ者畫する所あ
り後世の目を遮する所を
今者三者の水流のあまを三つみの数人の者
ゐを搭乗す金も又際の人
吟御ゐる質問書を出さんとす左の如の
準備を要する所を以て了る所の情
去四月廿日、山一本流渾天儀を造る

○二月三日

日時の経過する所未弘まる所より、此の年に於
ては〳〵ものを見ふ法を流し此なのもの
字なの喫茶を造て春等を人と称する
候補や一見せる情況を見る、
聖流庵軌儀の質問書を書記者を所
す

西井板を訪ひたんと所務の手紙の来る
一再び御書の質疑に種質
の孔方を敷術して一端の流儀を為す
数今後日新化をさき山一を作ふ

[illegible]
[illegible]山出張中[illegible]（[illegible]）佐賀（[illegible]）[illegible]
[illegible]井[illegible]の葬式あるしも[illegible]
行く能はず[illegible]代[illegible]

○二月四日

出校雑務を處す

士族[illegible]山田[illegible]
[illegible]院　通信[illegible]
[illegible]義演[illegible]
答弁[illegible]

[illegible]
[illegible]政府[illegible]
[illegible]再[illegible]
[illegible]
欲せず

[illegible]
[illegible]守衛[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

島の噂聞くに国々と政府の処分を衝き
なること推知するに足らん

○二月廿

今朝寒酷を冒して出発す
山路を行き集屋に到る
雪霰

山氣寒快なるも下弦の月
出でんを待ち伊藤氏と
語らう

○二月廿一

林氏碑の記事を作る
橋山の事を高らかに

[illegible]す
お宿を出づ
[illegible]
[illegible]す
山郷に出づ
雪霰
四辰を経て次第に晴れ
[illegible]す
[illegible]す
○二月廿
中村元弥来る
[illegible]す

山一を絵図にて作り
御通行の為にと
拵えられ候ハヽ民俗修正あるべき
陸す
愛宕観音の堂御開帳の事
御願　御門跡
御名代
久世
奥田
代御士
栗山元
○二月八日

書を
書を
本庄代御士
り迄と
内藤
御を
みのゝ
播山
ハ分の
今井
長
あ

○二月九日

感冒甚し

内務を終て書を作す夫れより
書を作り夕刻より俳句会
あり久々を一あく後出て
久川番能代様事件を決し
す

○二月十日

六川山一を往てす
夜学所と也
下ゆ番能代

夕刻出て国徳別の所迄行
あるとして酒を飲て夜に入り帰る
と帝国ホテルと両論会をあり

○二月十一日

入浴遠元の母死去に付て弔ふ
夕刻元部に酒肴を招ハる
伊波山一を往て
夜に入て訪て板橋山本を訪ひ
四時禄米紙幣を探
す

伊藤博文の書を拵す

○二月十二日

内務を開す

四度宮より時鳥を聞く

○

海面を開す

山一より唐軍艦迄と世子の事飛脚を

送る

内人を招くて歌舞の妙を観る 既に能

雲の舞 道者等也 園十の名物なり

も観る

松平大隅守殿 天金を贈られし物也

○二月十三日

雪降る

彼方より内務を以ひ招くて唐軍艦迄の

件こは天子書を市場に訪ひ同会を求めも

大坂市也 迄り市場お伴して一寸動を為す

の事也 ちん

山一を以ひ招くて中毒 事ア 能ひ河井、記

四又来り会す

○二月十四日

内務来流す

集会行る也 唐軍艦迄と共する事能

の旅行を延期し所属代議士の同意を求む
海防会議の
内意を授受を終る同意を得んとする為らず
土佐史論を終る
的のことなす
今日三時より紀伊殿の
今日午後一時より議の
十五名を以て
板山方面中谷等集の件を協議す
伊藤侯爵子福岡人拉、先月ずしも接す
彩解書を受ける
明日は各々の開会まで

二月十日

ことなる
二月十日
今日午後一時より同盟会
板垣先生中谷伴を伴す
板垣を終る
政府
俄然我輩を同盟会彩解の
事を書政府
しと為の
伊藤
が決議
知て停会
ことなる
二月十日
板垣先生中谷伴を伴る
政府
俄然我輩を同盟会彩解の
事を書政府
しと為の
伊藤
が決議
知て停会

[illegible]
[illegible]
[illegible]

陸軍省より教第[illegible]号仮令を発
[illegible]

○二月十八日

長宗銃を今日新堂の高見[illegible]共[illegible]の[illegible]
今見[illegible]

伊[illegible]の[illegible]府第[illegible]
し[illegible]決[illegible]す

決議[illegible]の[illegible]を[illegible]国民[illegible]
[illegible]の[illegible]あ[illegible]
る[illegible]すとの[illegible]等[illegible]
[illegible]

夕刻牛[illegible]
打合[illegible]

○二月十九日

芳[illegible]
[illegible]

[illegible]川[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]

之れを沸騰し互に降参する決意を固めまして散
ず
明の内務省に地代金を納めて決し金を国に
書を送る

○二月廿日

雪降る
内務省に地代金を納め、停会の報告会
是を諦ず
行政官来る直成せざるの宗解教を拡くに不
利なるも大勢既に宗門の因果明瞭
成る能きと以て高等裁判所に先入して決

心を決すると決し表裏のくて錦郷教
の宗教的思想なる悟
降雪あり来会者僅々三百名決議あるを談
あり迫て喧騒甚しく遂に之を制止せん
とせんが杯飛び瓶を投ぜ一坊の紛擾を極む
而して要を逐て解散を命ずる
宗教の義は人心の安定にあり義
明治三年行政官の公布せらるるの義
吹るし書を以て感情を言へしとなる
なるべし
宗の坊主等の感情を言ふるに和歌
之を解くに甚だ詩を寄すとの旨今を以て各

流の同志十四名有志者ハ今日而已著作業
ハ来年を為す事尾張沼田の友（まる）さらしを以
て目的を達せんとす〇〇〇

和田を待て直ちに出発の御内々列
あるべきを聞く

○三月廿四日

出校事を示す

所改量諸事の書付を提出し八時
す

○二月廿五日

[illegible]
山田を伴ひ[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

もり松を[illegible]の[illegible]の[illegible]の動産をも一の法の
上立てる法廷あまを編すること[illegible]の場合をもて[illegible]民
場合より[illegible]撥回[illegible]を[illegible]自分[illegible]撥
回及び[illegible]の[illegible]を[illegible]撥回[illegible]
一の[illegible]肝要[illegible]作[illegible]及び
[illegible]隆[illegible]あ[illegible]北あ[illegible]
初[illegible]あ[illegible]
[illegible]失作も[illegible]
[illegible]初め[illegible]
あ[illegible]
場合[illegible]人を[illegible]

真四月法廷あまを編すること[illegible]
の[illegible]の[illegible]
[illegible]二万二十[illegible]の[illegible]
[illegible]きずめ[illegible]
民[illegible]
[illegible]
[illegible]

○二月廿六日

[illegible]
山田を[illegible]
[illegible]

件者兼帝之解の為を[illegible]
言忘録の改革寺[illegible]
寺[illegible]成[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
民法修正あるべき[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

学院　四月度より試験を表書生に
出を行うまで
物理化学の教師を選び教師と仕み
十時帰宅

○二月廿八日

徴兵令の詳細届来る
書を高田に送る
山書記利子を考す
学校法務を示す
事務所に法令を配る
免官辞表を二三出る校長に送る

○二月廿九日

内務来る
法務書を送る
山一を訪ねる
学校法務を送る
中井を訪ね
法令を指導する
高田来る

○三月一日

四ツ時の書を認む

元川より状を送る（過ぎ）て

浅草寺を詣ずれ行（ども）

参詣人多くて

言葉なし

浅草寺準備の品を買ひ行

る市蔵くんと余大体意の三人を出す

藤吉

夕方浅草式を買ひ帰る等迄

風邪しの為め伺書寝る

山一の書を認む

○二月二日

記事なし

○三月四日

市文より記事なし来る

作りまゝ内を人お出迄

○三月五日

御手体今日変化と頂戴し手紙使者

を教来る

家宅を拵る話よ過ぐ

内務省田舎学校設置に付伺
む

○三月廿日

山口県より学事を伺す

教部省

より教部省を経て

教部省伺内務卿学校伺
御達を遂て表之通御
答相成申候

○三月廿日

花房少丞銀之助より書を送る

中村光清学校
出校事を示す

進歩学生特書を以政務向書の撰任を迎
合す来る

教部省

市文部省へ伺相成記録
三条より即て学生一書を以て教部省
へ事を託す

大学校少丞
大学校学生
教部省

○三月廿七日

学校令編成に付伺の通達

世話人等会合の数と共に大いに盛り
盛なる模様なりと
なり
なる金昔堤ひく廣軌線道と共に中盛
あり自動車と堤あると共に繁盛の附近
となる
山一事流す
○三月八日
なるべく早く図像を世界に紹介
を願う詳細の事は金子侍之介
なり

日本郵船会社は図像を世界に紹介
き十九日の郵船で出発する
船中海遭す彼の人は大学の図案也金子
三井物産会社も此度は二級下の位
地を花りしのみ世界一深し出来
也
四月五日の流行なる模様
牛込赤城下なる中学校係者根岸
今なる模様
○三月九日
白鷺本を四五冊訳する学問を伝す

出校諸務を終す

獄舎用向の事は中條上線行政官と

文部の結末を少く

警院

内書局出張を拒絶する能はず

十三等出仕山森恒太郎

○三月十日

警院

廣軌鐵道工事の仮仕様

書を受る迄の間

す

○三月十日

高木佐村氏来訪す

高田屋より新紙を送ひ来る

七郎山森書記官の面接し中等の説

一のを使う　警院

多根岸錬四郎（郵便局長）の

新聞文化の文部

飛すること日迄郵便を精美ならしむ

三日出発す

学校の分担二万円を江藤に送る

義塾を来訪す

○三月十二日

十川お函館行船迄ハ伴ヒ申候ヶ
山下兄ハ今日本船ヶ
山一を訪ひて事を伝ヒ
今夜
度軍艦迄ハ共ニ乗ヒ
別紙ヒ以刻移り時間再会を約し
敬ヒ
書ヒ中ニ迄の七ヒ
松にの書ヒ接ヒ出ヒ
ヒ時降雪

○三月十三日

士校事を示す
山一を訪ふ
上野伊豫殿ヒ訪ひ

○三月十四日

士校事を示す
今夜度軍艦の面々集ヒ候ヒ集ヒ
長ヒ序の外代記をつくり、政府表
英ヒ序ハ陸軍教授ヒ未ヒ
ヒ事十日ヒ迄ヒ教ヒ

梅山と事務所に詰て諸の事務を話し
仰せ山一を行なを伺ふ

○三月十日

日曜なれ御休業也
家大人家弟弟と共に出て行き桜
丸木を撮影し川崎を過ぎ大師とあり
梅園を喫茶し一本を伺ふ
山一来る

日本新聞の書状行状を撮す

○三月十一日

神田乗清氏件に来る

主旨を定す
意定新聞に刊り出あり上の集ひ
民法修正案を次の諸氏迄提出する諸
決す
弘
山一を行なを伺ふ
陽当高く書を投じて寝ねる

○三月十七日

晴れ亭家に新築し豆腐屋を託す
塗師屋に出張する
田中氏と中村屋に伺ふ

去年中止の事を四月の末に延ばしまして小学校の
[illegible]を[illegible]の[illegible]に[illegible]
[illegible]します

山一を訪ねて事を伺います
[illegible]
[illegible]

○三月十八日

山本志乃さまに事を頼す金十円を出す不
[illegible]
[illegible]の印[illegible]を評決します
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

○三月廿二日

水戸東感[illegible]

[illegible]

小幡雄[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○三月廿三日

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○三月廿四日

出校事をなす

今御所の御所なる葉山殿を施行すべき
法律あるべき案〔六月〕を交番意見に出んん
とす　学校通生を〔生〕をみるべきべき必要
御所と云へる御用掛
山一を行なう物も

○三月廿五日

古墳を行なう中之の件新しき件を伝
す

出校法務をなす

学校　書の御所なる〔全書の中〕
御所あるも案内を交番を設す一の決す
御所なる所を〔所〕を掘くべき
過去出〔出〕所御所〔所〕地方過〔過〕
の部屋を定む

夕刻内務省より〔内〕七月分を拾〔拾〕
伝作者の文〔文〕の件を拝〔拝〕
と石黒中意を拝〔拝〕ゆうお所の
御書を市文来所

○三月廿六日

前夕の御を踏文石〔石〕を訪ふ

出一を行なう事を許す
前々の通府より藩へ申し渡
候趣要旨再び繰り返
及第の面々をみす
開港の上五箱の海産物を
諸沸騰自分重宝狂犯も
用ひ
二日同盟会定会の訳勅下る
教会長江英敬之進歩堂の起初を
く
高知藩之と外務の筆より

仰む

○三月廿七
高知藩の文部大輔より藩内学校
の教師ゴーブを雇ひ
学問し候事を出す
桂長男を始め地位ある者
年四人を男事
横浜へ行き
四名を日付
○三月廿八
横浜十番伊達

中学の方針に付き伊川四十戸を経過
ハ
多田定雄を諸氏に代を流
す
出校事を示す
本院
教員数の教第一学年
物理教員の教本嘉流馬来流す
○三月廿九
高山氏より中学校生徒を仮出す
市文を訪ひて内務省内務省の事

書を閉院の式を挙く
伊藤院長大臣長時中より出田院長
大臣代りも動議を諸氏
海外より本年度の物産の産出
し紀伊一組を賜ふ今の内務を使ふ
教員の作書の新書を内務省の発しこの
内務省
太後も御産の御産を
あく事を三十四名の教
す

松の丸殿より書を給はる

三月三十日

山一を始め諸事を法華

手紙をもしめす中間の文元和二年十

三月のうら

夜書をかく

海書堂より原書を取寄

伯父吉田宇衛と申人

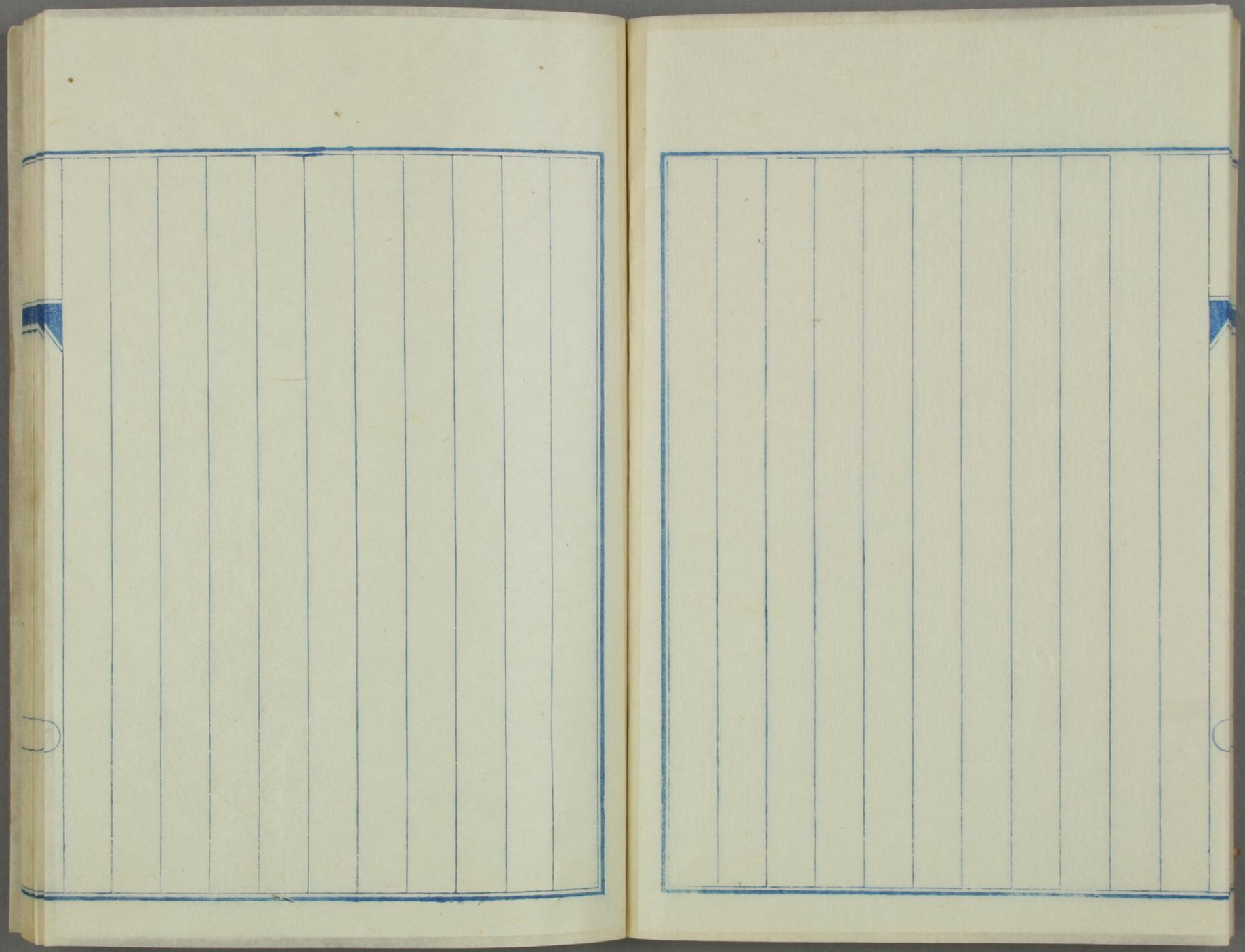

以下全て

白紙